提出書類等閲覧等請求書

　年　月　日

　　　審理員

　再審査請求人（参加人）

　行政不服審査法第66条第１項において準用する同法第38条第１項の規定により、○○に関する処分についての再審査請求の審理手続において提出された下記の書類の閲覧及び写し等の交付を求めます。

記

　１　閲覧を求める提出書類等

　２　写し等の交付を求める提出書類等

　３　交付の方法等

４　提出書類等の写しの交付等に係る手数料の減免について

　　　私は、以下の理由により、提出書類等の写しの交付等に係る手数料を納付する資力がないため、秋田県行政不服審査法第38条第6項の規定により読み替えて適用する同条第4項の規定により納付すべき手数料等に関する条例第3条第1項において準用する第2条第2項の規定による当該手数料の減免を併せて申請します。

　（１）理由

　　　生活保護法に基づく扶助を受ける必要がある程度に経済的に困難な状態にあるため

　（２）添付書類（手数料を納める資力がない事実を証明する書面）

　　　生活保護法に基づく保護決定通知書の写し　１通

　　　上記の状態を証明する書類の写し　１通

※４は申請する場合にのみ記載してください。